



®

令和4年 (2022年) 3月28日(月)

No. 15621 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆外国企業による日本向け製品販売に係る
特許権侵害……………(1)

外国企業による日本向け製品販売に 係る特許権侵害

ユアサハラ法律特許事務所

弁護士 深井 俊至

1 発明の実施行為と属地主義の原則

物の発明について特許が成立している場合、何ら
実施権がないにもかかわらず、当該特許発明の技術
的範囲に属する物を、業として、「生産、使用、譲
渡等(譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム
等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含
む。以下同じ。)、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申
出(譲渡等のための展示を含む。以下同じ。))をする

行為」(特許法2条3項1号)は、当該特許権の侵害
行為となる¹。

ただし、「属地主義の原則」により、日本の特許権
の効力は、日本国内にのみ及ぶ。「属地主義の原則」
について、最判平成14年9月26日(民集56巻7号
1551頁・カードリーダー事件)は、次のとおり判示
している。

「特許権についての属地主義の原則とは、各国の



鈴榮特許綜合事務所
SUZUYE & SUZUYE

〒105-0014 東京都港区芝3丁目23番1号 セレスティン芝三井ビルディング11階
電 話 東京03(6722)0800(大代表) URL <https://www.s-sogo.jp/>

所 長 ○弁理士 蔵田 昌俊(電気・通信)
□弁理士 金子 博人(知的財産法務)
理 事 弁理士 矢頭 尚之(電子・通信)
常務顧問 ※弁理士 峰 隆司(電気・電子・通信)
△※弁理士 岡田 貴志(商標・電子・ニューヨーク州弁護士)
※弁理士 幡 茂良(商標意匠・不正競争)
※弁理士 宮田 良子(電気・電子)
弁理士 廣瀬 明彦(情報・通信・医療機器)
※弁理士 清水千恵子(海外商標)
※弁理士 橋本 良樹(商標意匠・不正競争)

所長代行 ※弁理士 小出 俊實(商標意匠・不正競争)
主 監 弁理士 飯野 茂 (物理・計測・分析)
理 事 弁理士 木本 直美(意匠)
常務顧問 弁理士 河野 直樹(化学)
※弁理士 金子 早苗(化学)
弁理士 永島 建治(機械)
弁理士 片岡 耕作(機械・制御)
※弁理士 角田さやか(機械)
弁理士 中丸 慶洋(電子・情報処理)
弁理士 若能 彩実(意匠)

副所長 弁理士 井上 正 (電子・情報・通信)
理 事 弁理士 森川 元嗣(機械)
理 事 弁理士 大宅 郁治(化学・バイオ・薬学)
常務顧問 弁理士 井関 守三(電子・通信)
弁理士 堀内美保子(化学・バイオ)
※弁理士 矢野ひろみ(海外商標)
弁理士 堂前 俊介(電気・電子)
弁理士 井上 高広(電子・半導体)
弁理士 明関 幸江(電子・情報処理)

○米国パテントエージェント(合格) ※付記弁理士(特定侵害訴訟代理) △ニューヨーク州弁護士 □顧問弁護士

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目10番1号 虎ノ門ツインビルディング東棟16階 電話(03)5561-8550(代表) FAX(03)5561-8558 URL <http://www.uslf.jp/>